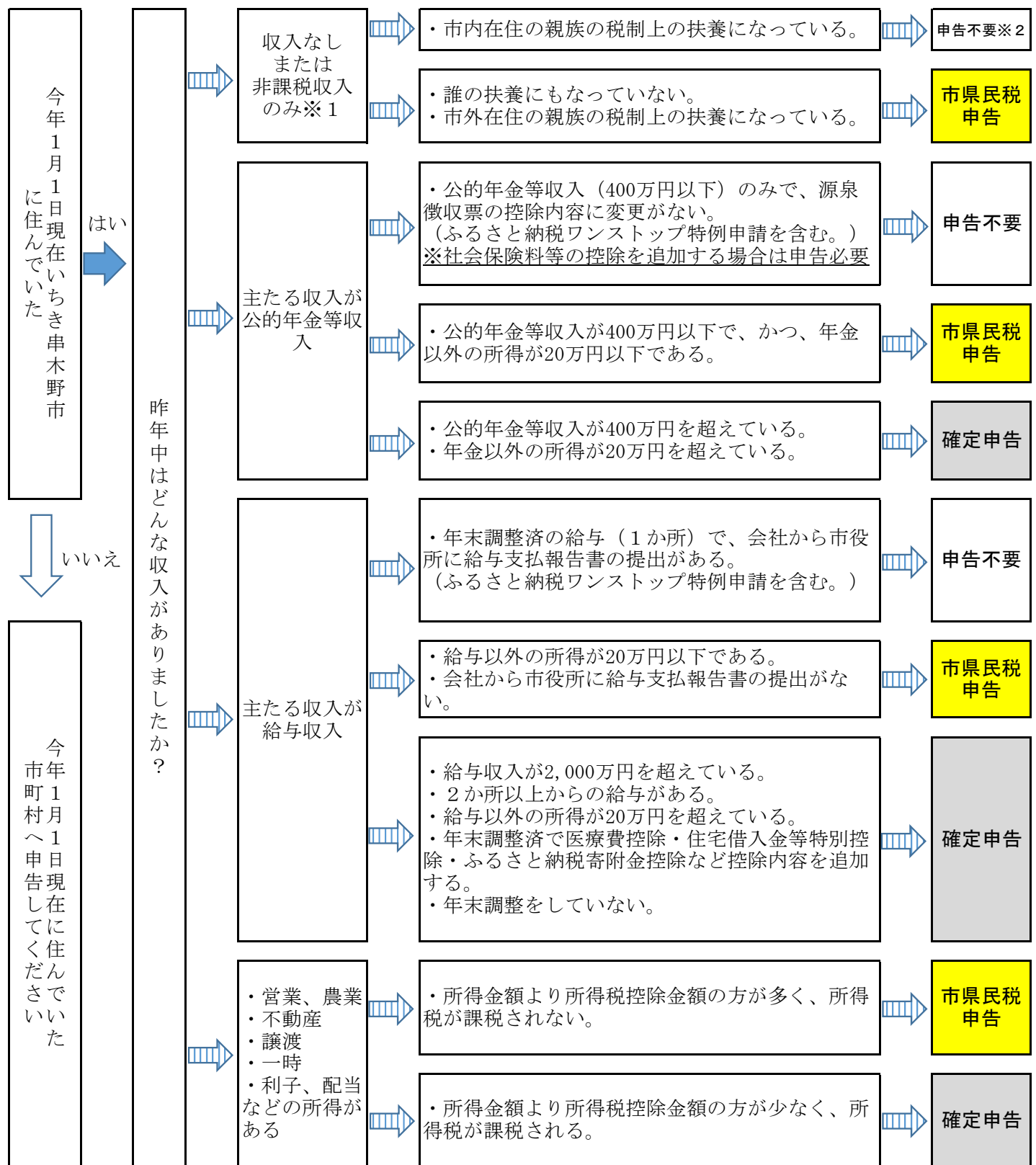


申告判定フローチャート

この表は、一般的な例を示しています。

なお、確定申告をする場合は、市県民税申告の必要はありません。



※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 税証明書を取得するときや行政サービスを受けるときには、市県民税申告が必要です。

また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険制度に加入されている方がいる場合は、税及び保険料の軽減や医療費の自己負担割合区分の判定のため、申告が必要です。

《注意点》

上記で「市県民税申告」となった場合でも、下記に該当する方は「確定申告」する必要があります。

- ①所得税を納付する方、または還付を受けられる方（住宅借入金等特別控除の初年度申告を含む。）
- ②分離所得（土地、株式等の譲渡や配当、先物取引など）の申告をされる方
- ③青色申告や損失の繰越申告などをされる方